

東京都人権施策推進指針の概要

- 「東京都長期ビジョン」に示された「世界一の都市・東京」の実現を目指し、都が取り組むべき人権施策の基本方針を示したもの。
- 有識者懇談会からの提言を受け、現行指針を見直し、新たな指針を公表する。

I 人権を取り巻く現状

1 人権をめぐる国内外の動向

- 国際連合は、世界人権宣言をはじめとする国際的な人権規範の整備など、人権の保障に積極的に取り組んでおり、近年では、障害者等、分野ごとの国際法も整備
- 我が国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定や「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定等により、人権尊重社会の早期実現に向け総合的かつ計画的に推進

2 東京における人権の状況

- 社会情勢の変化等に伴い、人権課題は多様化するとともに、新しい人権課題が顕在化
- 平成25年世論調査では、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「震災に伴う人権問題」等への都民の関心が高い。

➡ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、基本的人権が守られ、誰もが幸せを実感でき、そこに住み続けたいと思う都市の実現が求められる。

II 基本理念と施策展開の考え方

1 人権施策の基本理念

- ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京
- ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京
- ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京

2 施策展開に当たっての考え方

- ① 助け合い・思いやりの心の醸成 ② 多様性への理解
- ③ 自己実現の支援 ④ 公共性の視点 ⑤ 公平な機会の確保

III 人権課題ごとの現状と施策の方向性

別紙

各人権課題について、人権の観点から都の施策の方向性を示す。

IV 施策の進め方

1 総合的な人権施策の展開

人権課題を解決するために、3つの観点から人権施策を総合的に推進

- ① 啓発・教育 ② 救済・相談 ③ 支援・連携

2 民間団体、国、他自治体等との連携

- ① 企業の自主的な取組との連携 ② スポーツ・文化団体等との連携
- ③ 様々な主体との連携 ④ 国、他自治体との連携

V 重点プロジェクト

1 オリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信

過去のオリンピック・パラリンピック開催都市における取組の成果から、効果的な取組、アピール方法を研究し、東京は人権が尊重された都市であることを内外に向け発信

2 幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成

多文化共生社会の実現など機を捉えたテーマで、若者から高齢者まで幅広い層の都民を対象に、大規模な会場で一定期間集中的に、人権啓発キャンペーンを実施
⇒ 企業など多様な主体との連携、インターネットをはじめとする様々なメディアの活用

3 人権施策を推進するための第三者機関の設置

有識者から構成される「人権施策推進会議(仮称)」を設置し、基本理念の実現に向けた人権施策を中立・公正の立場から推進

4 人権啓発拠点の機能強化

都の人権啓発拠点である「東京都人権プラザ」が、これまで以上に多くの人に利用されるよう、人権に関する展示事業や情報提供事業を充実

人権課題ごとの施策の方向性

女性

- ・ 男女平等参画促進の取組を推進するとともに、都民、事業者に対し、相談・支援・啓発を実施
- ・ 一時保護等の支援の充実
- ・ DV、ストーカー行為等への警察の規制、取締り

子供

- ・ 保育サービスの拡充やひとり親家庭への支援
- ・ 虐待の未然防止からアフターケアまでの切れ目ない支援
- ・ 子供を犯罪被害から守るための啓発の実施

高齢者

- ・ 高齢者が社会活動に参加するための環境作り
- ・ 虐待防止のための区市町村の取組を支援
- ・ 悪質商法等に対する啓発及び相談

障害者

- ・ 福祉のまちづくりの推進
- ・ 障害者の地域生活支援や就労支援
- ・ 障害のある人もない人も、お互いに理解し合い、支え合う共生社会を目指した啓発の実施

同和問題

- ・ 差別意識の解消に向けた啓発等の実施

アイヌの人々

- ・ アイヌの人々に対する理解と認識を深め、差別や偏見の解消を目指した啓発等の実施

外国人

- ・ ヘイトスピーチに対する国と連携した啓発の実施
- ・ スポーツ団体等との連携による多文化共生の啓発の実施
- ・ 東京に暮らす外国人からの生活相談への対応や様々な生活場面での多言語化の充実

HIV感染者・ハンセン病患者等

- ・ 民間団体等と連携した、HIV検査や相談による支援の充実
- ・ 正しい理解と差別や偏見をなくすための啓発の実施

犯罪被害者やその家族

- ・ 総合相談窓口の設置等、民間団体、警察、医療機関と連携した支援の一層の充実
- ・ 性犯罪被害者に対する支援の充実

インターネットによる人権侵害

- ・ インターネットの利用について、ルールやマナーの啓発の実施
- ・ 国や警察と連携した取組の実施
- ・ 青少年向けの相談窓口等による救済の実施

北朝鮮による拉致問題

- ・ 拉致問題についての正しい知識の普及を図り、都民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進

災害に伴う人権問題

- ・ 災害時における要配慮者の視点を踏まえた取組
- ・ 防災対策における女性の参画の推進

ハラスメント

- ・ 様々な相談窓口の周知
- ・ 職場での相談窓口の設置や研修等の促進

性同一性障害者

- ・ 正しい知識の普及、偏見・差別の解消を目指した啓発、相談

性的指向

- ・ 多様性への理解と偏見・差別の解消を目指した啓発、相談
- ・ 憲法が、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定している旨、明記

路上生活者

- ・ 自立支援に向けた総合的な対策の推進
- ・ 差別を防止する啓発の実施

様々な人権課題

- 「刑を終えて出所した人」、
- 「個人情報の流出やプライバシー侵害」、
- 「親子関係・国籍」、「人身取引」